

矢吹町公告第 28 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び矢吹町財務規則（昭和 63 年矢吹町規則第 1 号以下「財務規則」という。）第 112 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札について公告する。

令和 7 年 7 月 22 日

矢吹町長 蛭田 泰昭

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名
公用車（メルファ）売払い
- (2) 入札に付する物品及び数量
中型バス 1 台
- (3) 物品の特質
別紙仕様書のとおり

2 最低売却予定価格

600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 入札等参加者の資格

次の各号のいずれかに該当するものは、この入札に参加することはできない。

- (1) 町税等の滞納のある者
- (2) 以下の申立てがなされている者
 - ・破産法第 18 条又は第 19 条の規定による更生手続開始の申立て
 - ・会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ・民事再生法第 21 条の規定による更生手続の申立て（同法第 174 条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる要件に該当するとして警察当局から排除要請を受けた者
 - ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - ② 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③ 次のいずれかに該当するもの

ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的を持って暴力団を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持経営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団であることを知りながら、これを不当に利用しているもの

④ 前記アからウの依頼を受けて入札等に参加しようとするもの

4 入札等参加者の資格の確認

(1) 入札参加申込及び必要書類等

ア 申請書類

- ・一般競争入札参加申込書
- ・共通：印鑑証明書（入札参加申込者のもの）、誓約書、納税証明書（未納がないことを証する書類）
- ・個人：住民票
- ・法人：法人登記事項証明書、役員一覧
- ・外国人：外国人登録証明書

各1部

※納税証明書は該当する全て

※代理人が参加する場合、代理人の印鑑証明書は不要、入札書には委任状に押印のある代理人印鑑を押印すること。

イ 提出期間

令和7年7月22日（火）～ 令和7年8月5日（火）まで

※土、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時まで

ウ 提出方法

持参または郵送によるものとする（申し込み期限必着）。

エ 受付場所

矢吹町役場 総務課

（福島県西白河郡矢吹町一本木101 矢吹町役場庁舎2階）

(2) 入札等参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果については、書類審査後に送付される一般競争入札参加資格通知書により決定、通知する。

(3) その他

- ア 申込に要する費用は、申込者の負担とする。
- イ 申込書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とする。
- ウ 提出書類は返却を行わず、他の用途に使用しない。ただし、入札等参加資格（暴力団に関する事）確認のため警察当局に照会することがある。
- エ 公文書公開等の必要性から、申込書類や申込内容を公表する場合がある。

5 入札物品の公開

(1) 公開期間

令和7年7月22日（火）～ 令和7年8月5日（火）まで

※土、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時まで

(2) 公開場所

矢吹町一本木 100-11 矢吹町文化センター駐車場内

※1 事前に矢吹町総務課財務係（TEL：0248-42-2117）に連絡し、予約すること。

※2 車両確認をしなくても入札参加は可能であるが、全て了知したとみなす。

なお、電話による車両に関する質問は受付しない。

6 入札執行日時及び契約予定者の決定方法等

売却物件の契約相手方は、一般競争入札により決定する。

なお、入札日当日は①一般競争入札参加資格通知書、②印鑑（本人の場合は入札申込書と同一の印鑑、代理人の場合は委任状と同一の印鑑）、③顔写真付き身分証明書（本人又は代理人と証明できるもの）④委任状（代理人の場合のみ）を持参すること。

(1) 入札の日時及び場所

日 時	場 所
令和7年9月12日（金）午後3時30分	矢吹町役場 第1会議室

(2) 入札の方法

- ① 郵便及び電送による入札は認めない。
- ② 開札は、入札締め切り後、直ちに行う。
- ③ 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札に際し他の代理人になることができない。
- ⑤ 入札日当日に入札参加者又は代理人が入札時間までに入札会場にこられない場合、又は町の指示する方法に従わない場合は、入札から除外する。

(3) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。開札の結果、同価格の入札をした者が2人以上いるときには当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

落札者には、会場において契約手続き等の説明をする。

7 入札保証金の納付

免除とする。

8 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、矢吹町財務規則第99条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結する場合

(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。

(3) 売払代金が即納されるとき。

9 契約の締結

落札の日から7日以内に売買契約を締結する。

10 売買代金の納入等

(1) 契約者は、契約締結後14日以内に町発行の納入通知書により売買代金を一括して町へ納入すること。

(2) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を町に納入すること。

11 その他

- (1) この告示に定めるもののほか、入札参加者は矢吹町財務規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) やむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止する場合がある。
その際には公告し、入札参加予定者には別途通知する。
- (3) その他不明な点があれば、矢吹町総務課財務係（TEL：0248-42-2117）に問い合わせること。